

周知のお願いについて

【富山県建設業協会会員の皆様へ】

平素より税務行政にご理解とご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が令和5年10月1日から実施されます。

税務署では、インボイス制度についてご理解いただけるよう、「インボイス制度説明会」や、登録申請手続きのサポートを実施する「登録申請相談会」を開催しておりますので、以下の「～富山税務署からのお知らせ～」について、各会員の方へ周知いただきますようお願いいたします。

～富山税務署からのお知らせ～

令和5年10月からインボイス制度が実施されます。

インボイス制度においては、消費税の申告を行う事業者の方は、仕入税額控除（仕入れや経費に掛かる消費税額を控除）を適用するために「適格請求書」（いわゆる「インボイス」）が必要となり、また、当該「インボイス」を発行することになる「売手」においては、事前に税務署に対して登録申請を行い、インボイスに記載するための「登録番号」を取得し、適格請求書発行事業者の登録を受ける必要があります。

この登録申請の原則的な提出期限は、令和5年3月末となっておりますが、期間間近になりますと大変混雑し、「登録番号」の受領が遅れる可能性がありますので、登録を予定されている事業者の方々については、早めの手続をお願いします。

また、税務署ではインボイス制度に関する説明会、登録申請相談会を開催しておりますので、会員の皆様の取引先等の事業者の方で説明会の参加を希望される方がおりましたら、別添リーフレット及び下記のリンクにて周知のご協力をお願いいたします。

なお、登録申請書の提出に当たりましては、書面申請より、早く「登録番号」の受領が可能な e-Tax での申請と電子データでの通知受領をぜひ御利用ください。

（国税庁ホームページの参考リンク）

- ・ [インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート](#)
- ・ [（免税事業者の方向け）令和5年10月1日から インボイス制度が始まります！](#)